

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の 公表について

文部科学省が定めた「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領」（令和6年1月29日文部科学省初等中等教育局長決定）において、公立学校の児童生徒が利用する学習者用端末（1人1台）の整備に国の補助金を活用する要件として、各種計画を策定し公表することと定められております。

このことから、当該要領に基づき、各種計画について策定しましたので、次のとおり公表します。

三宅村教育委員会

令和7年3月